

この提出を求めていなかったことも明らかになりました。しかし久米連合町内会三役の方と懇談し、議事録ではないが「メモ」できちんと書かれているものがあると判明しました。

周辺町内会も「共同申請者」でないダメですが・・・

何よりも重大な「間違い」は、周辺町内会の「共同申請」が必ずであるにも関わらず、周辺地域の鏡野町側は「行政区が違う」「周辺地域は一つだけでもよい」「加対象とした」などという理由にならない理由で、「忘れられたまま」に書類を受け取り、審査対象としています。

周辺町内会という定義でいい

まずと、適地選定委員会の審査過程で、平成十八年八月三十一日の第一回会議の公開されている議事録に「周辺に関してご理解いただければ、そういう人も連名でお願いしたいということですよ。」との論議が行われているのは事実ですが、最終的にこの公募条件で出発する」と「ごみ処理センター建設候補地の募集について」の書類が確認され、公募に入っているわけです。公募書類の決定の前後にどのような論議があっても、市長や担当職員が、どのように「説明や言い訳」をしても、当委員会としては「公募条件の書類にあること」を重要視し、それとの

整合性を調査してきました。

この「公募にあたっての書類」では、明らかに応募方式として「(1)応募は、地元町内会及び周辺町内会の代表、並びに地権者の共同申請とする」として位置付けられています。当委員会では、この点について担当職員を招き、何回も確認をしました。あくまで「公募の条件として書かれた書類」との整合性を確認していくということで調査を進めました。申請時点では、周辺町内会として鏡野町側の町内会の「署名」などはない書類でした。そして、申請して半年後の平成十九年五月に、久米連合町内会として領家町内会長も含めて、鏡野町郷地区、区長会へ説明に

出かけて「領家町内会が賛成しているのであれば、特に反対する理由もない」とのことで「申請することに賛成」の署名・捺印をもらっているに過ぎないことが調査の結果、明らかとなりました。

したがって、明らかに周辺町内会として鏡野町側の署名がない「申請書類を受け付けた行政の対応に瑕疵がある」「重大な間違いがある」と言わなくてはなりません。

なお、調査の段階で「公募しながら予定地から外れた地域」の申請書にも、領家地区と類似した「応募地域がある」とクリーンセンター事務局の説明があったため、当委員会では選考に外